

■健康障害防止関係の手続

こんなとき 【場合】	どうする 【手続内容】	何を用いて 【必要書類】	いつ(までに) 【時期】
【化学物質・石綿等関係】			
既存の化学物質以外の化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき	厚生労働大臣へ提出	<a href="#">新規化学物質製造・輸入届</a> (様式第4の3号) <a href="#">安衛則34条の4</a>	輸入しようとする前に
1,3-ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させる事業者が、事業を廃止しようとするとき	所轄の労働基準監督署へ提出	<a href="#">特別管理物質等関係記録等報告書</a> (様式第11号) <a href="#">特化則38条の17</a>	事業を廃止しようとするとき
硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業に労働者を従事させる事業者が、事業を廃止しようとするとき	所轄の労働基準監督署へ提出	<a href="#">特別管理物質等関係記録等報告書</a> (様式第11号) <a href="#">特化則38条の18</a>	事業を廃止しようとするとき
特別管理物質を製造し、又は取り扱う事業者が事業を廃止するとき	所轄の労働基準監督署へ提出	<a href="#">特別管理物質等関係記録等報告書</a> (様式第11号) <a href="#">特化則53条</a>	事業を廃止しようとするとき
石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製材その他の物を取り扱い、又は試験研究のため製造する事業者が事業を廃止しようとするとき	所轄の労働基準監督署へ提出	石綿関係記録等報告書及び次の記録及び石綿健康診断個人票又はこれらの写し 1 石綿則第35条の作業の記録 2 石綿則第36条第2項の測定の記録 3 石綿則第41条の石綿健康診断個人票	事業を廃止しようとするとき
【有害物ばく露作業関係】			
労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定める物を製造させ、又は取り扱わせる際に、労働者が当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのあるとき (ばく露作業報告対象物)	所轄の労働基準監督署へ提出	<a href="#">有害物ばく露作業報告</a> (様式第21号の7) <a href="#">安衛則95条の6</a>	届出の必要な事由が生じたとき